

諫早市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）新旧対照表

改正案						現 行					
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) ・ (2) (略) (3)計画 事業計画（令和3年度～7年度）						2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) ・ (2) (略) (3)計画 事業計画（令和3年度～7年度）					
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	空き家バンク利用促進事業	市		1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	空き家バンク利用促進事業	市	
			新生活支援事業	市					新生活支援事業	市	
			生活拠点等活性化事業	市					生活拠点等活性化事業	市	
		地域間交流、人材育成	新鮮水産まつり支援事業	実行委員会				地域間交流、人材育成	新鮮水産まつり支援事業	実行委員会	
			まちづくりサポート事業	市					まちづくりサポート事業	市	
			地域づくり協働事業	地域づくり協議会					地域づくり協働事業	地域づくり協議会	
			地域おこし人材活用事業	市					地域おこし人材活用事業	市	
			小長井地域持続的発展支援事務	市					小長井地域持続的発展支援事務	市	
			郷土愛育成事業	市					郷土愛育成事業	市	
			ふるさと愛育成事業	市					ふるさと愛育成事業	市	
		基金積立	空き家バンク利用促進事業基金積立	市				基金積立	空き家バンク利用促進事業基金積立	市	
			新生活支援事業基金積立	市					新生活支援事業基金積立	市	
			生活拠点等活性化事業基金積立	市					生活拠点等活性化事業基金積立	市	
			小長井地域持続的発展支援事務基金積立	市					(新設)		

改正案					現 行					
5．交通施設の整備、交通手段の確保					5．交通施設の整備、交通手段の確保					
(1) ・ (2) (略)					(1) ・ (2) (略)					
(3)計画					(3)計画					
事業計画（令和３年度～７年度）					事業計画（令和３年度～７年度）					
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(略)				4 交通施設の整備、交通手段の確保	(略)				
	<u>(9) 過疎地域持続的発展特別事業</u>		<u>地方バス路線維持対策事業</u>	市			<u>(新設)</u>			
	(1 0) その他	<u>待合所整備管理事業</u>		市			(1 0) その他	<u>バス・駅待合所施設改修事業</u>	市	
		県道小長井線道路改良工事 L = 30m、W = 5. 5 (7. 0) m		県				県道小長井線道路改良工事 L = 30m、W = 5. 5 (7. 0) m	県	
		高齢者等日常生活支援総合事業		市				高齢者等日常生活支援総合事業	市	
6．生活環境の整備					6．生活環境の整備					
(1) ・ (2) (略)					(1) ・ (2) (略)					
(3)計画					(3)計画					
事業計画（令和３年度～７年度）					事業計画（令和３年度～７年度）					
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)			5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)			
		水道施設計測機器更新工事 <u>出口浄水場高部送水流量計外 5 台</u>		市				水道施設計測機器更新工事 <u>小川原浦配水池水位計外5台</u>	市	
	(略)					(略)				

改正案						現 行					
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進						7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					
(1) ・ (2) (略)						(1) ・ (2) (略)					
(3)計画						(3)計画					
事業計画（令和３年度～７年度）						事業計画（令和３年度～７年度）					
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)				6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)			
		高齢者・障害者福祉	地域介護予防活動支援事業	市				高齢者・障害者福祉	地域介護予防活動支援事業	市	
			地域活動支援センター補助事業	市					地域活動支援センター補助事業	市	
			<u>障害者交通費助成事業</u>	市					<u>福祉タクシー助成事業</u>	市	
			高齢者等日常生活支援総合事業	市					高齢者等日常生活支援総合事業	市	
		(略)						(略)			
9. 教育の振興						9. 教育の振興					
(1) ・ (2) (略)						(1) ・ (2) (略)					
(3)計画						(3)計画					
事業計画（令和３年度～７年度）						事業計画（令和３年度～７年度）					
8 教育の振興	(１) 学校教育関連施設	屋内運動場	小中学校屋内運動場照明設備改修工事	市		8 教育の振興	(１) 学校教育関連施設	屋内運動場	小中学校屋内運動場照明設備改修工事	市	
		校舎・屋内運動場	小長井地域義務教育学校整備事業	市				<u>(新設)</u>			
		スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	市				スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	市	
	(３) (略)					(３) (略)					
	(４) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	【再掲】郷土愛育成事業	市		(４) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	【再掲】郷土愛育成事業	市		
			生涯学習・スポーツ	<u>地域・学校連携協働推進事業</u>	市				<u>地域教育力向上推進事業</u>	市	
		その他		図書室活動推進事業	市			その他	図書室活動推進事業	市	
			小長井文化ホール利活用事業	市			小長井文化ホール利活用事業		市		

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	移住・ 定住	空き家バンク利用促進事業 基金積立	市	
			新生活支援事業 基金積立	市	
			生活拠点等活性化事業 基金積立	市	
			小長井地域持続的発展支援事務 基金積立	市	
(略)					
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	公共交 通	地方バス路線維持対策事業 【内容】 路線バスを運行する事業者への補助を行う ことで路線を維持し、市民生活の利便性を 確保する。 【必要性】 路線バスは、市民の日常生活に欠くことの できない移動手段である。 【効果】 移動手段の維持・確保が図られる。	市	公共交通の 充実を図る ための取組 であること から、地域 の持続的発 展に資する 取り組みで あり、その 効果は将来 に及ぶ。
(略)					
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	高齢者 ・障害 者福祉	地域介護予防活動支援事業 【内容】地域で活動中の高齢者団体に 対し、介護予防のための活動が継続 できるよう支援を行う。 【必要性】住み慣れた地域での生活を継続 するために、自身の介護予防活動の習慣化 と社会参加の促進を行う必要がある。 【効果等】人とのつながりを通じて、介護 予防活動が継続的に拡大し、要介護状態等 となることを予防することができる。	市	高齢者の継続 的な介護予防 を図るための 取り組みであ ることから、 地域の持続的 発展に資する ものであり、 その効果は将 来に及ぶ。
			(略)		

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	空き家バンク利用促進事業 基金積立	市	
			新生活支援事業 基金積立	市	
			生活拠点等活性化事業 基金積立	市	
			(新設)		
(略)					
(新設)					
(略)					
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉	地域介護予防活動支援事業 【内容】地域で活動中の高齢者団体に対し、介護予防のための活動が継続できるよう <u>専門職派遣等</u> の支援を行う。 【必要性】住み慣れた地域での生活を継続するために、自身の介護予防活動の習慣化と社会参加の促進を行う必要がある。 【効果等】人とのつながりを通じて、介護予防活動が継続的に拡大し、要介護状態等となることを予防することができる。	市	高齢者の継続的な介護予防を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			(略)		

改 正 案						現 行					
			障害者交通費助成事業 【内容】通常の交通機関を利用することが困難な障害者に対し、外出時の交通費や自動車燃料費の一部を助成する。 【必要性】障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のために必要である。 【効果等】 ①障害者の交通アクセシビリティの確保 ②地域交通資源の賦活化 ③交通利便性の向上及び障害者家族の負担軽減に伴う障害者の定住確保	市	障害者の外出を支援することにより、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。				福祉タクシー助成事業 【内容】通常の交通機関を利用することが困難な障害者に対し、外出時の交通費の一部を助成する。 【必要性】障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のために必要である。 【効果】<u>障害者の外出を支援することで、生活行動範囲の拡大と社会参加を促進することができる。</u>	市	障害者の外出を支援することにより、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
(略)						(略)					
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	生涯学習・スポーツ	地域・学校連携協働推進事業 【内容】<u>地域と学校が抱える問題を地域と学校がパートナーとして連携・協働し、子どもを核とした温もりある地域づくりの推進のため、組織的・継続的な仕組みづくりを構築し、地域の自主的かつ幅広い活動に対して支援すること</u>で、<u>地域住民の社会参加推進と子どもの生きる力の育成を図る。</u> 【必要性】<u>地域と学校の連携強化と地域の自主性と幅広い活動により、組織的・継続的な仕組みづくりを構築する必要がある。</u> 【効果等】 ①地域と学校の連携強化 ②地域コミュニティの再生 ③地域づくりの担い手と人材育成	市	地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成を図るため取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	生涯学習・スポーツ	地域教育力向上推進事業 【内容】<u>小長井文化ホールを人づくり・地域づくりの拠点として、地域が抱える課題に向き合い、地域の個性を活かした公民館講座を提供し、市民の学習意欲の向上を図る。また、地域の子どもに豊かな体験活動の機会を提供する団体の事業を支援すること</u>で、<u>子どもの生きる力の育成を図る。</u> 【必要性】<u>地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成につながる生涯学習の機会を創出する必要がある。</u> 【効果等】 ①学習意欲の向上 ②生きがいや仲間づくり、健康づくり ③地域づくりの担い手と人材育成	市	地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成を図るため取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。